

令和4年度第3回名寄市国民健康保険運営協議会・議事録

日時： 令和5年3月3日（金）
午後6時30分～7時4分
会場： 駅前交流プラザ よろ～な
会議室3

会議次第

1. 開 会
 2. 会長挨拶
 3. 市長挨拶
 4. 諮問「国民健康保険税賦課限度額の引上げについて」
 5. 議事録署名委員の指名について
 6. 議 事
- 審議案件
- (1) 【諮問】国民健康保険税賦課限度額の引上げについて
 - (2) 国民健康保険税軽減判定所得の引上げについて
- 報告案件
- (1) 出産育児一時金等の支給額の引上げについて
 - (2) 令和5年度国民健康保険特別会計の当初予算について（税率改正の経過報告）
7. その他
 8. 閉 会

出席者（7名）

副会長	得能 あけみ		
委員	尾崎 正和	委員	清水 和彦
委員	中島 純一	委員	遠藤 貴広
委員	深井 康邦	委員	佐藤 洋

事務局（3名）

市民部長	廣嶋 淳一	国保高齢医療係	長正路 慶
市民課長	成毛 哲也		

傍聴者 なし

《令和4年度第3回名寄市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：30）

○事務局（市民部長）

本日はお忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の前段の進行を担当させていただきます市民部長の廣嶋です。どうぞよろしくお願ひします。本日の会議には、栗原委員、谷委員から欠席の連絡がありましたが、条例規則に照らして会議開催の要件が満たされていますことを報告させていただきます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。はじめに、会議の開催にあたりまして得能副会長からご挨拶をいただきます。

○得能副会長あいさつ

本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日、栗原会長が出席できませんので、代わって議事進行を務めさせていただきます。

令和4年度第3回目の運営協議会となりますが、審議事項として、昨年12月23日に閣議決定されました「税制改正の大綱」における、国保税の課税限度額の引上げと軽減措置の拡充についてのほか、報告事項についてのご協議をお願いしたいと思います。

本日は、皆さまから活発なご意見をいただきながら、円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（市民部長）

続きまして、市長から挨拶をお願いいたします。

○加藤市長あいさつ

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。委員の皆さまには日頃から国保事業を始め、市政運営にご理解とご協力をいただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

昨年の運営協議会におきましては、令和5年度の税率改正についてご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。12月議会へ提案後、常任委員会へ付託となりまして、先月、この改正案についてご了承をいただいております。今後、3月議会におきまして改めてご審議をいただく運びとなっております。

なお、赤字解消に向けての税率改正につきましては、来年度におきまして、もう一度検討することとなっておりますので、引き続き運営協議会の皆さまのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

また本日は、「令和5年度税制改正の大綱」におきまして、国保税の課税限度額の引上げが行われたことに伴い、当市の限度額の引上げについての諮問をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

○事務局（市民部長）

続きまして、次第の4、市長から国保運営協議会に対しまして国保税の課税限度額の改正につきまして諮問をさせていただきます。市長よろしくお願ひいたします。

○加藤市長

名寄市国民健康保険税課税限度額の改正につきまして、名寄市国民健康保険運営協議会

に諮問いたします。

改正内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円に引き上げまして、保険税負担の公平性を図るとともに、中低所得者の負担に配慮するものいたします。ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（市長より会長に対し諮問書を手交）

○事務局（市民部長）

市長は、この後公務がございますので、ここで退席させていただきます。（市長退席）
これより議事の進行は得能副会長にお願いいたします。

○得能副会長

初めに議事録署名委員の指名を行います。今回は中島委員と清水委員にお願いします。指名のありました委員の方は、後ほど事務局が作成する議事録にご署名をお願いします。

それでは、審議案件（1）諮問 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて、及び（2）国民健康保険税の軽減判定所得の引上げについて、事務局から一括して説明をお願いします。

○事務局（市民課長）

（1）【諮問】国民健康保険税賦課限度額の引上げについて

（2）国民健康保険税軽減判定所得の引上げについて

審議案件についてご説明いたします。諮問いただく部分につきましては、被保険者の負担になるものということでお諮りいたしております。軽減判定につきましては、このような税制改正がありましたのでご審議いただくというものです。

改正の趣旨につきましては、これまで何度も出てきましたが税制大綱によるものとなりまして、この2つが盛り込まれておりますが、3月末までに地方税の施行令が改正されるのを待ちまして正式に変えるということになりますので、まだ示されておられません。3月末に示されたあと、直近の議会におきましてご提案させていただくという前提で運協の皆様にお諮りしたいということになっております。

内容ですが、まず諮問させていただきました課税限度額の引き上げなのですが、毎年行っておりまして、今回は医療・後期・介護とある中の後期分の上限額を上げますということです。20万円から22万円ということで2万円。すでに合計では100万円を超えているところですが、これがさらに引きあがりまして104万円ということになります。

これまでの推移ですが、ご存じの通り毎年行っていますが、後期の所だけというところのような感じです。で、昨年も実施しましたシミュレーションをかけてみましたところ、あくまで令和4年7月の状況でのどのくらいの引き上げ幅という想定ですが…、まあいわば、限度額が引きあがるということはですね、限度額にならない方が出てくるということですし、そういう方が24世帯くらいだろうと、引き上げ幅としては200万から300万円くらいを見込んでいます（税収増となるもの）。また世帯によって若干違うところが出てくるだろうとは思いますが、このような影響が出るだろうと。

次に、軽減措置の拡充についてですが、7割5割2割の部分で単価が上がることになり、軽減が上がるということに、控除額が上がることになります。前回は基礎控除の部分とかがありましたが、今回は加入者数の一人分の単価が28万5千円から29万円ということで5割の方については上がると。2割の方は52万円から53万5千円ということで1万5千円上がると。加入者数に応じて控除額が上がっていくという想定になっています。7割の

改正については今回はございません。例年はセットでの話でしたが、今年もこのようになるかと。

ここも試算してみましたところ、60万から70万円くらいの軽減になりますので、この分の税収が落ちるだろうと。先ほど考えますと、トータルでは200万円くらいの増収になるのだろうと見込んでいます。

で、ちょっと複雑になるのが、今回は税率改正を行っていただきますので、このとおりになるかどうか分からないという点がありますが、なんらかの形でこの増収部分は影響があるのだろうと見込んでいます。ここは、今年の7月に当初の計算がかかりますので、それに基づいてまた秋頃に皆さんにお示ししたいと思っております。

まあ、実際はですね、毎年この上限額などは何かしら変わっているのですが、本来は税率改正とセットにしないと中低所得者に対する影響は見えてこないものでして…、これが正しい形なのですが、当市といたしましては、毎年国からの通知に基づきまして上限額を上げさせていただいているところです。

で、この点につきましては、改正後の議会開会時に専決処分として報告したいと考えております。以上、審議案件の2つでした。

○得能副会長

ただいま、事務局から諮問事項及び軽減判定所得の引上げについて説明がありました。皆さんからご質問・ご意見はありますか。

○得能副会長

それでは、国民健康保険税賦課限度額の引上げにつきましては、審議の結果、諮問にある通り答申するということによろしいでしょうか。また、答申の取扱いにつきましては、会長と私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

つぎに報告案件（1）ということで、出産育児一時金等の支給額の引上げについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（市民課長）

報告案件（1）出産育児一時金等の支給額の引上げについて

これにつきましては、報道等でも出ているところでご存じの方もいらっしゃると思いますが、昨年の社保審、社会保障審議会の中でのお話が発端でして、これまで出産育児一時金としては42万円ということを出していましたが、全国平均の話ですけど…これ以上にかかっているということで、この審議会の中では全国平均に引き上げるべきだということで、今年の4月から50万円にしようということを受けまして、国保条例の参考例というものが変わっております。で、名寄市でも改正すべきであろうということでお話ししているところです。

繰り返しとなりますけれども、改正の内容ですが、42万から50万と言いましたけれども、実際のしくみとしては、本体は40万8千円だったということで、それを8万円上げることで48万8千円という改正になると。では1万2千円はどこへ？ということですが、条例施行規則の中で1万2千円加算していいよということをやっている、これは産科医療補償制度に乗っている病院で実施した場合には加算していいよというものです。じゃあ、やっていない所ってあるのかというと、全国に1か、2か所くらいあると聞きますが、北海道にはないということですので、基本的には50万円になりますということになります。条例改正というところではこのようになります。

で、令和5年4月から施行となりますが、ここは不利益ならないということで、先日行われました第1回定例会の初日ですすでに承認いただいておりますので、あくまでご報告ということになります。名寄市は全国にあわせまして50万円で来年度やっていくということになります。以上です。

○得能副会長

ただいま報告のとおり、本年4月から出産育児一時金等の支給額につきまして、全国の動きとあわせて50万円に引き上げるということで、すでに議会での議決をいただいているようですが、皆さんからご質問・ご意見はありますでしょうか。

○質 疑

<委 員>

一般的な数字ということで、名寄市立病院で正常分娩をした際の医療費ってどのくらいかかっているのでしょうか。

<事務局>

ん～、どのくらいでしょうか…。差はあるのだらうと思うのですが、医療の内容は詳しくわからないのですが、額に達していない方も中にはいらっしゃいますけれども、大概42万円で支給している状況とありますが…、ご負担いただいているのが30何万円で後から残り分も支給しているということもありますけど…、ちょっと確たることは言えないのですが、分娩の内容とかで若干変わってくるものなのでしょうね。まあ、飛びぬけてかかっているケースは見たことがないのですが…。全国のお話をしますと、確か47万円とか何とか言われてますので、（委員：平均でしょうか？）ん～、確かそうだったかと。（部長：場所によっては50万円を超えている所もあるらしいです）ということで、審議会でもお話になっていまして、で、このあたりでもう上げていいのではないかなったようです。なので、北海道の…名寄、となりますと、ちょっと申し訳ありません、私もよく分かっていません。

<委 員>

今、出生率がすごく下がっていますよね。子供の数の絶対数が減っている中で、名寄市では3桁行ってなかったと思いますが、（部長：前は200を超えていましたが、今は160や170とかで、まだ下がるのでは？という感じです）だからといって、これを上げたことで出生率が上がるのかとなりますが、まあ国はそう言ってますけれども…、まあでも少しでも上げた方がいいのではないかなと思っていますので、私としては大賛成なのですけど…。

○得能副会長

ほかにございませつか。では、つぎに報告案件（2）ということで、令和5年度国民健康保険特別会計の当初予算について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（市民課長）

報告案件（2）令和5年度国民健康保険特別会計の当初予算について（税率改正の経過報告）

この時期ですので、当初予算が決まりましたのでその点と、昨年来皆さんにご協議いた
だいておりました税率改正の経過といたしますか、これまでのご報告をさせていただきます。

まず当初予算ですが、大きく変わる部分としましては、ご協議いただいた2千万円の増
収部分を織り込んでいるということで、他はそれほど大きく変わっておりません。ただ、
歳出にある3番目の納付金の結果は7億9,720万円ということで、仮算定での数値とほぼ
変わらなかったという結果になっています。まあ、他の市町村も同じ状況かと思ひまして、
最近は精度が上がっている様子でして、仮算定と本算定があまり変わらなくなっているよ
うです。また、今年の秋には仮算定が出た後に皆さんにご協議させていただきますが、あ
まり変わらないものとして進めていただいて構わないのだろうと思ひます。

では、順を追って申しますと、税金としては5億5千万円くらいを見込んでいまして、
これでも昨年比で700万円くらい下がるものと思われまふ。ベースには加入者の減という
ことがあります、令和4年から後期高齢者の方へ行かれていますのでその点と、今回は
2千万円増で食い止めた点とがありまして、5億3千万円は切る可能性があり、あるいは
4千万代は切るものと想定していました。まあこのあたりで財政運営上の赤字を止めてい
るとご認識いただければと思ひます。

あとはあまり変わっていませんが、繰入金につきましてはこの年度に限りまして、基金
から投入するということになっています。

この財源による歳出ということになります、総務費については人件費等の関係から上
がっています。保険給付費は、人が減っているということから医療費も下がっている影響
はありますが、ただ一人当たり医療費はそれほど下がらないのだろうなど。納付金につき
ましては、ほぼ8億円で推移しているところです。特定健診等の保険事業費については、
コロナの影響で実績としては下がっているところですが、5年度はそれほどにはならない
ものかと思ひますので、通常通りの健診になるのかなど。このあたりも財政運営上に
関わってくる部分ですので、また秋頃にも試算を含めてお話ししたいと思ひます。

ということで、合計28億円近い予算規模となっております。

世帯数や被保険者数も参考までに載せておひまして、令和3、4、5年と下がる傾向で、
人数でいうと300人くらい下がっている感じだす。まあ、例年と比べても大きいかなど。
まあ、この分が税金にも関わってきますので、昨年秋にもかなり下がったベースでお示し
しているところでした。

それから国保基金ですが、昨年と話がかぶりますが、令和4年で取り崩すことでほぼ無
くなるのですが、議会で議決いただいているように、一般会計から7千万円を繰り入れる
予定ですので、これを積み立てることによって、5月末には7千万円近く保有することで、
令和5年、6年と運用するということになります。また7月の当初賦課を待ちまして、こ
の基金の見込みを出したいと思ひます。

次に、税率改正の経過について、資料はないのですが、日ごとでの経過を申しますと、
昨年の11月22日に運営協議会で協議いただきました。11月24日に栗原会長から市長に答
申をいただきまして、翌週28日に議会開会初日に提案しています。で、議場では常任委員
会に付託となりまして…、まあここでもう一回考えてくださいということで、1か月後の
12月27日に第1回委員会が開かれましたが、結局は3回開かれまして、改正の趣旨や改正
前後の率、ほかに赤字解消についてお話をいたしまして、ご理解を求めました。また、こ
の場でご協議いただいた内容についてもお話ししています。

で、常任委員会ではいくつかご質問をいただひていまして、一般会計繰入の措置につい
ても、被保険者だけに負担を求めるのは難しいだろうと繰入についてご理解をいただひた
ところで、また3方式化に一気に達成した点については若干不安もあつたのですが、北海道

がそのように示しているのだからとご理解いただいたところでした。この点、常任委員会も運協さんと同じような意見をいただいたのかなと思います。また、改正時期がぎりぎりになってしまうという点もご理解いただきましたが、説明の中で、今回だけではなく、もう一回あるよと伝えていきますので、今年の秋に同じように持って行っても大丈夫かなと思っています。

で、資料を求められましたのが、未就学児の部分、まあ税率改正しますと色々なところに影響が出ますので、この場ではあまり詳しく説明しなかったのですが、子供の部分も税率変わりますから求められました、何十万という程度のものでしたので問題はございませんでした。

で、第3回目で採決をいただきまして、委員会としては可決をいただいたと。本会議のほうでは、2月の末の初日に可決いただいて通っておりますので、新年度からは新たな税率でいけるようになったということです。

被保険者の皆さんに通知するのは、7月の当初賦課での通知の中でお知らせすることとなりますが、ちょっと広報等も考えてはおりますけれども、国保加入者に限られるということで、とはいえ丁寧にやっていきたいと思えます。またですね、今年の私の税率・税額はどうなるんだい？といったお問い合わせがありますので、これまではご説明していませんが、これからは新たな税率でご説明したいと思えます。例えば社保がいいのか国保がいいのかとかという比較をしていくということがありまして、その中で新たな税率はこのようになりますとご説明していくこととなります。

それから、今後のスケジュールということになりますが、まずは皆さんの任期ですけれども、令和3年から3年間ということで、まだ今年は続くということで来年6月4月30日までということになります。また来年度、税率の改正をいただいてからということになりますのでよろしくお願いいたします。

スケジュールということで、7月に当初賦課がありダイレクトメールで明らかになります。で、11月中旬にまた仮計算がありまして道から示されますので、全道会議を得たのち、1回あるいは2回とお集まりいただくこととなりますし、昨年と同じようなスケジュールになる可能性が高いと思えますのでよろしくお願いいたします。たいへんお忙しい中お集まりいただくこととなりますが、10月11月とご協議くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

○得能副会長

令和5年度の当初予算のほか、昨年に協議いたしました税率改正の経過報告もございましたが、皆さんからご質問・ご意見はありますか。

○質 疑

<委 員>

予算の中の保健事業費、特定健診についてですが、今回の改正で被保険者の負担が増えるということになりますけれども、以前には保健事業をやることで医療給付費を下げようよという流れがあったと思えますが、そういうことも力を入れてやっていくというのが大事なのではないかと。コロナ感染症も一区切りといった感じで特定健診もどんどん受けていただけるような体制になってくると思えますので、折に触れてPRをしていくべきではないかと。それで給付費がいくらかでも下がってもらえることが本筋だと思いますので、負担を求めるのと同時に、そういったことも力をいれただければと思います。

<事務局>

ありがとうございました。まだ引き続き、この医療費を抑えていくという取り組みにつきましては、医療費適正化事業と言いますが…、徐々に北海道規模にはなっていますが、まだ市町村に求められているところがございますので、名寄市としても頑張らせていただくということになりますけれども…、うちは保健センターとタイアップしてやっているということもあまして、その点についてはお力添えをいただいております。

さらにですね、北海道でやっている事業に乗っからせていただいているものがありまして、健診のご案内を出す際にはこれまで例年と同じような形でやっていたのですが…、それを、今流行りのAIというのでしょうか、コンピュータ処理をさせることで、受けていない傾向などをつかみましてそれに合わせた形で文面を変えていただくような事業があるのですが、それに乗っからせていただきまして、もちろん保健センターとも調整の上ですが、なるべく多くの方に受けていただけるよう、あるいは役所的にならないような文面について、民間企業の方を通してやっているとところです。まあ、そういったこともやりながら、保健事業に取り組んでいますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○得能副会長

ほかにご覧いませんか。それでは、7の「その他」についてよろしくお願いいたします。

○事務局（市民部長）

本日諮問された国保税の課税限度額改正につきましては、会長もしくは副会長から市長に答申ということで、答申の日程につきましては、調整のうえ、後日決定する予定となっております。

また、令和5年度におきましては、本年度に引き続きまして、赤字解消のための税率改正を見込んでおりますので、委員の皆さまには再びご協議をお願いすることになるものと考えております。

たいへんお忙しい中とは存じますが、ご助力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○得能副会長

全体を通して何かございませんか。

本日の議題は全て終了いたしました。以上を持ちまして、第3回目の名寄市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会（19：04）